

1 議会費

1 議会費 1 議会費

[担当：議会事務局] P.43

1001 議員報酬等に要する経費 193,047,000 円 (186,242,000 円)

[一財 193,047,000 円]

○ 内容

(1) 報酬

議長 @494,000×12 か月×1 人=5,928,000 円

副議長 @444,000×12 か月×1 人=5,328,000 円

議員 @411,000×12 か月×22 人=108,504,000 円

(2) 期末手当

議長 @494,000×1.15×3.30 月×1 人=1,874,730 円

副議長 @444,000×1.15×3.30 月×1 人=1,684,980 円

議員 @411,000×1.15×3.30 月×21 人=32,754,645 円

新人議員 @411,000×1.15×1.65 月×30/100×1 人=233,961 円

@411,000×1.15×1.65 月×1 人=779,872 円

(3) 議員共済給付費負担金

@410,000×23 人×12 月×31.5/100=35,645,400 円

[担当：議会事務局] P.44

2001 議会調査運営に要する経費 8,545,000 円 (8,542,000 円)

[一財 8,545,000 円]

○ 目的

(1) 議員の費用弁償に係る経費

従前の委員会全員による遠隔地への先進地視察を廃止し、地方自治法第 100 条第 13 項、会議規則第 106 条及び第 167 条の規定に基づく議員・委員派遣制度によって、効率的かつ効果的に ICT を活用し先進事例の調査充実を図る。令和 2 年度以降はコロナ禍で派遣機会が減っていたが、令和 5 年度以降は派遣機会が増えることが想定されるため増額する。

(2) 政務活動費

議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は無会派議員に対し交付する。用途については、調査研究費、研修費、資料購入費、広報費、広聴費等に要する経費を定めている。

(3) タブレット使用料

議員及び議会事務局にペーパーレス会議アプリケーションを組み込んだタブレット PC を貸与し、議案書をはじめ、各種議会関係資料のペーパーレス化による地球環境保全に寄与するとともに、スムーズな議案等の審議・審査、表決、オンライン会議の実施や調査活動を行う。

○ 内容

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 議員の費用弁償に係る経費 | 議員・委員派遣旅費 1,000,000 円 |
| (2) 政務活動費 | @100,000×23 人=2,300,000 円 |
| (3) タブレット使用料 | 1,203,030 円 (26 台/年) |